

(2) 公の施設の指定管理に係る債務負担行為について

1 指定管理者の更新に伴う債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
みえこどもの城の指定管理に係る協定	平成22年度 ～平成27年度	391,200
三重県母子福祉センターの指定管理に係る協定	平成22年度 ～平成27年度	47,500
三重県視覚障害者支援センターの指定管理に係る協定	平成22年度 ～平成27年度	203,830
三重県身体障害者総合福祉センターの指定管理に係る協定	平成22年度 ～平成27年度	678,315

(注) 平成22年度は契約準備行為のためのため、限度額は0円

2 健康福祉部における指定管理者制度の導入

(1) 指定管理者制度の趣旨

指定管理者制度は、平成15年6月13日に公布された地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）により新しく創設された制度であり、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的としています。

(2) 健康福祉部における指定管理者制度の導入状況

健康福祉部においても、制度の趣旨を踏まえ、管理委託により管理していた次の4つの公の施設について、平成18年4月1日から指定管理者制度を導入しています。(現在の指定管理委託期間：平成18年度～平成22年度)

(公の施設)	(指定管理者)
みえこどもの城	財団法人三重こどもわかもの育成財団
三重県母子福祉センター	財団法人三重県母子寡婦福祉連合会
三重県視覚障害者支援センター	社会福祉法人三重県視覚障害者協会
三重県身体障害者総合福祉センター	社会福祉法人三重県厚生事業団

3 指定管理者の指定の期間

指定管理者制度を導入している福祉施設については、単に施設・設備の管理を委託するのみではなく、子ども、母子、障がい者等への福祉サービスを安定的に提供することも重要です。

また、今後の動向に的確に対応する必要があり、その実績・成果を適切に確認・評価することも勘案する必要があります。

そのため、指定の期間として5年が適当と考えます。

4 指定管理者制度導入の効果・評価、今後の施設運営等の基本的な方向性など

指定管理者制度導入の効果として、指定管理者となった法人の創意工夫が可能となったことにより、利用者のニーズ等を踏まえたサービスの向上とともに、経費削減等にもつながっています。

指定管理者制度を活用することにより、公の施設としての住民サービスの一層の向上と行政事務の効率化につながることから、引き続き指定管理者制度を活用していきます。

別紙「健康福祉部所管施設の指定管理について」参照

5 今後の日程に関する事項（予定）

- ・22年2月 第一回定例会2月会議へ債務負担行為設定の予算議案を提出
- ・22年4月 選定委員会委員の委嘱
- ・22年6月 第1回委員会（審査基準、配点の作成）
- ・22年7月 指定管理者の公募（募集要項の配布、現場説明会）
- ・22年8月 申請受付
- ・22年9月 第二回定例会9月会議で選定過程の状況を報告
- ・22年10月 第2回委員会（ヒアリング）、第3回委員会（候補者の選定）
- ・22年11月 第二回定例会11月会議へ指定管理者指定議案の提出
- ・23年1月 指定管理者の指定
- ・23年3月 指定管理者との協定の締結
- ・23年4月 指定管理者による施設管理開始

健康福祉部所管施設の指定管理について(その1)

みえこどもの城	三重県母子福祉センター
1. 施設の設置目的	1. 施設の設置目的
児童福祉法に基づく児童厚生施設として、児童に健全な遊び、体験、交流の場を与えて、その健康を増進し情操を豊かにするとともに、地域の児童館の拠点となる施設として、本県の児童健全育成の中核を担う複合施設として位置づけている。	母子及び寡婦福祉法に規定する施設として、無料で母子家庭に対して各種の相談に応ずるとともに、生活指導及び生業の指導を行うなど母子家庭の福祉を総合的に推進する。
2. 指定管理者制度を導入したことによる効果	2. 指定管理者制度を導入したことによる効果
・積極的な事業展開を行うことにより、利用者数・収入額が増加した。 ・創意工夫により、サービスを低下させることなく積極的な経費の削減が行われた。 ・小規模な修繕について迅速な対応が行われるようになった。	・管理者が、各市町の支部を有効に活用することにより、市町行政と連携を取りつつ母子家庭等への情報提供や支援が行われた。 ※無料職業紹介所の開設、ホームページの更新、携帯電話サイトの新設 など
3. 今後の指定管理者制度の活用の方向性	3. 今後の指定管理者制度の活用の方向性
さらなる創意工夫を図り、積極的な事業展開を行うことにより、利用者数・収入額の増をめざしていく。	引き続き市町行政との連携を密に行うことで、より一層の母子家庭等への就業支援・生活支援を行い、生活の安定・自立促進をめざしていく。
4. 指定管理者に支払う施設管理経費の上限額	4. 指定管理者に支払う施設管理経費の上限額
総額 391,200千円(5年間) H23～27年度 各78,240千円(年間) (参考)1期目基本協定額 406,000千円 (▲14,800千円:対1期目)	総額 47,500千円(5年間) H23～27年度 各9,500千円(年間) (参考)1期目基本協定額 47,500千円 (1期目と同額)
5. 施設管理経費の増減理由	5. 施設管理経費の増減理由
利用者数の増加による収入の増に伴う減少	指定管理委託料に占める固定的経費の割合が高いため、委託料は導入前と比較しほぼ同額としている。

健康福祉部所管施設の指定管理について(その2)

三重県視覚障害者支援センター	三重県身体障害者総合福祉センター
1. 施設の設置目的	1. 施設の設置目的
視覚障がい者に点字図書や録音図書の閲覧、貸出等を行い、情報を提供する情報発信拠点として位置づけるとともに、中途失明者に対する社会復帰に向けた生活訓練等の支援を行う。	障がい者の社会参加と自立を図ることを目的とした訓練等の支援、補装具の交付や更生医療の給付等を行い、県内市町の身体障がい者の更生援護に関する専門的技術的支援の役割を担う。
2. 指定管理者制度を導入したことによる効果	2. 指定管理者制度を導入したことによる効果
・視覚障がい者やボランティアなど利用者の視点に立った施設の利活用が図られ、サービス向上につながった。 ※選挙公報の点字化、パソコン利用者の増加など	・アンケートなどを活用しながら利用者のニーズや満足度を把握し、満足度向上につながるサービスの提供を行った。 ※食事の適温提供化、喫煙コーナー移設による分煙化、居室コンセント増設 など
3. 今後の指定管理者制度の活用の方向性	3. 今後の指定管理者制度の活用の方向性
利用者の視点に立ったさらなる創意工夫を図り、施設がより有効的に活用され、利用者サービスが向上されることをめざしていく。	引き続き利用者のニーズ・満足度を把握することにより、満足度向上につながるサービスの提供をめざしていく。
4. 指定管理者に支払う施設管理経費の上限額	4. 指定管理者に支払う施設管理経費の上限額
総額 203,830千円(5年間) H23～27年度 各40,766千円(年間) (参考)第1期目基本協定額 194,000千円 (+9,830千円:対1期目)	総額 678,315千円(5年間) H23～27年度 各135,663千円(年間) (参考)第1期目基本協定額 715,000千円 (▲36,685千円:対1期目)
5. 施設管理経費の増減理由	5. 施設管理経費の増減理由
新規事業の実施及び事業の拡充による増加 ※県政だより音声版の発行、点字みえの発行部数増刷	人員配置の見直し等による人件費の減、および利用者数の増加に伴う収入の増に伴う減少

公の施設の指定管理に係る債務負担行為について 資料

みえこどもの城の指定管理に係る債務負担行為について	…P.41
みえこどもの城の指定管理者制度活用の方針	…P.43
三重県母子福祉センターの指定管理に係る債務負担行為について	…P.46
三重県母子福祉センターの指定管理者制度活用の方針	…P.48
三重県視覚障害者支援センターの指定管理に係る債務負担行為について	…P.51
三重県視覚障害者支援センターの指定管理者制度活用の方針	…P.53
三重県身体障害者総合福祉センターの指定管理に係る債務負担行為について	…P.56
三重県身体障害者総合福祉センターの指定管理者制度活用の方針	…P.58

みえこどもの城の指定管理に係る債務負担行為について

1 指定管理者の更新に伴う債務負担行為について

みえこどもの城は、平成 23 年 3 月 31 日をもって指定管理期間が満了となることから、次期指定管理者の選定手続きを行うこととし、みえこどもの城の指定管理に係る協定に伴う債務負担行為を設定するもので、限度額は 3 億 9,120 万円としています。

みえこどもの城の次期指定管理者の選定に伴う債務負担行為

(一般会計)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
みえこどもの城の指定管理に係る協定	平成 22 年度 ～平成 27 年度	391,200 (22 年度は契約準備のみのため、限度額は 0 円)

2 みえこどもの城指定管理者制度導入の効果・評価について

(1) 指定管理者制度導入の効果

指定管理者制度導入の効果としては、指定管理者が数値目標の達成に向けて積極的な事業展開を行うことにより、利用者数及び収入額とも制度導入前より増加しています。

また、施設管理や事業実施において、サービスを低下させず指定管理者の創意工夫による経費削減を積極的に行っており、削減できた経費については新たな事業に充てることで、利用者の利益となっています。

さらに、小規模な修繕については指定管理者が行うことにより、迅速に対応できるようになりました。

【サービス面】

エントランスに常時職員を配置し、利用者の利便性に配慮しています。また、アンケート調査によりニーズの把握を行い、サービスの向上に努めています。

○平成 18 年度～

- ・プレイルーム、遊ぼうコーナー、パソコンコーナーに無料ゾーンを設定

○平成 19 年度～

- ・舞台スペースにおいて、「みえキッズステージプログラム」を定期的開催

○平成 20 年度～

- ・レストスペースで新規企画事業の実施

○平成 21 年度

- ・みえこどもの城開館 20 周年記念イベント、みえこどもの城利用者 250 万人達成イベントの開催

【経費面】

指定管理者制度導入前と導入後の主な支出項目を比べると以下のとおりです。

(単位：千円)

	H17(導入前)	H18(初年度)	H20(3年目)	H17→18	H17→20
人件費	48,925	53,344	64,405	4,419	15,480
事業費	89,685	90,378	93,643	693	3,958
支出計	138,610	143,722	158,048	5,112	19,438
委託料	70,997	66,880	78,208	▲4,117	7,211
独自収入	67,613	82,374	81,576	14,761	13,963
収入計	138,610	149,254	159,784	10,644	21,174
収支	0	5,532	1,736	5,532	1,736

(2) みえこどもの城管理運営の評価

各事業の実施においては、既存事業の充実とともに、新しい企画事業の実施や企業等との連携事業を強化することにより、制度導入前より利用者の満足度が向上しています。

連携・県民参画企画の割合及び企画満足度

(単位：%)

	H16	H17	H18	H19	H20
連携企画割合 (指定管理目標)	49	50	71(52)	54(54)	56(56)
企画満足度 (指定管理目標)	67	70	90(70)	80(70)	92(70)

(3) 県施策への配慮に関する実績

県民の日及び毎月第三日曜日の家庭の日に、無料の特別イベントを実施し、家族のふれあいを推進しています。

(4) 情報公開・個人情報保護に関する実績

情報公開実施要領に基づき情報公開に努めており、透明性の高い運営を行っています。(実績3件)。また、個人情報保護実施要領に則り、個人情報の厳重な情報管理を行っています。

みえこどもの城指定管理者制度活用の方針

1 指定管理者制度の活用にあたっての基本的事項

(1) 指定管理者制度活用の目的

県では、みえこどもの城（以下「こどもの城」という。）の管理について、民間が持つ知恵や豊富な知識などを有効的・効果的に活用することにより、こどもの城の効用を最大限に発揮し、もって県民サービスの向上及び経費の削減を図るとともに、県がめざす施策の実現に寄与するため、指定管理者制度を活用します。

(2) 施設の設置目的

こどもの城は、児童の健全育成及び児童に対する科学知識の普及を図ることを目的に、児童福祉法に基づく児童厚生施設として、児童に健全な遊び、体験、交流の場を与えてその健康を増進し情操を豊かにするとともに、地域の児童館の拠点となる施設として、本県の児童健全育成の中核を担う複合施設と位置づけています。

(3) 施設運営の基本的な方向性

こどもの城は、子どもに健全な遊びを提供して、その心身の健康を増進し、情操を豊かにし、児童の健全育成の向上を図ることを目的とする児童福祉法第 40 条に基づく児童館としての機能とともに、大型児童館（A型）として県内児童館への支援及び連絡調整等の役割を果たす中核的機能を有しています。

そのため、こどもの城では、今後も児童の健全な遊びの提供に加え、芸術、体育、科学など児童のニーズに総合的に対応した遊びを提供するとともに、県内児童館の中核施設としての機能を発揮するものとします。

(4) 施設の概要

- ア 名称 みえこどもの城
- イ 所在地 松阪市立野町 1291 番地 松阪市中部台運動公園内
- ウ 施設の規模等
 - ・敷地面積 6,520 m²
 - ・延床面積 4,399.41 m²
 - ・構造 鉄筋コンクリート4階建

(5) 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の具体的な内容は、次のとおりです。

なお、指定管理業務の遂行にあたり、県民に提供するサービスの水準を確保するため、個々の業務区分ごとに具体的な業務基準を募集要項の中で定めるとともに、業務の質の向上を図るため、成果目標を設定する予定としています。

ア 業務の内容

- ①みえこどもの城条例第2条に規定する事業の実施に関する業務
- ②みえこどもの城の施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

イ 成果目標

- | | | |
|------------|-----|------|
| ①こどもの城利用者数 | 毎年度 | 20万人 |
| ②移動児童館実施回数 | 毎年度 | 80回 |
| ③参加者の企画満足度 | 毎年度 | 70% |

(6) 利用料金の設定

平成15年4月から利用料金制を取り入れ、条例上の上限額を決定しました。現在、この上限額の範囲内で実際の料金が設定されていますが、運営上の支障はないことから、次期指定管理を更新するうえにおいても、上限額の変更は必要ないと考えています。

(7) 指定の期間

指定の期間は、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間としています。

(8) 指定管理者に支払う施設管理経費の上限額

指定期間中における指定管理料の総額は、次の示す額を上限とします。

指定管理料の総額	391,200千円（5年間）
（内訳）平成23年度	78,240千円
平成24年度	78,240千円
平成25年度	78,240千円
平成26年度	78,240千円
平成27年度	78,240千円

（参考）1期目基本協定額 406,000千円（1期目からの増減▲14,800千円）

2 指定管理者の募集及び選定に関する事項

(1) 募集の方法

広く民間等のノウハウを活用し、より一層の効果的・効率的な管理運営を図るため、指定管理者を公募により選定することとしています。

(2) 選定委員会の構成と委員選定の視点

指定管理者候補者の選定にあたり、その選定過程や手続の透明性・公平性を図るため、有識者等で構成する「みえこどもの城指定管理者選定委員会」を設置します。

選定委員会は、学識経験、男女比などを考慮したうえで、弁護士、公認会計士、児童館に関する有識者など、7名程度の委員で構成することを予定しています。

(3) 審査の方法及び審査基準等の考え方

選定委員会では、詳細な審査基準、配点を決定するとともに、応募者から提出された事業計画書等についてヒアリングを実施したうえで、次の選定基準（案）等に基づき総合的な審査を行います。

また、県は選定委員会の審査結果を踏まえ、最適と認められる応募者を指定管理者の候補者として選定します。

[選定基準（案）]

- ア 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること
- イ 事業計画の内容が、みえこどもの城の施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること
- ウ 事業計画の内容が、みえこどもの城の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること
- エ 事業計画の内容が、みえこどもの城の施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること
- オ 指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有していること

3 今後の日程に関する事項（予定）

- ・ 22年2月 第一回定例会2月会議へ債務負担行為設定の予算議案を提出
- ・ 22年4月 選定委員会委員の委嘱
- ・ 22年6月 第1回委員会（審査基準、配点の作成）
- ・ 22年7月 指定管理者の公募（募集要項の配布、現場説明会）
- ・ 22年8月 申請受付
- ・ 22年9月 第二回定例会9月会議で選定過程の状況を報告
- ・ 22年10月 第2回委員会（ヒアリング）、第3回委員会（候補者の選定）
- ・ 22年11月 第二回定例会11月会議へ指定管理者指定議案の提出
- ・ 23年1月 指定管理者の指定
- ・ 23年3月 指定管理者との協定の締結
- ・ 23年4月 指定管理者による施設管理開始

三重県母子福祉センターの指定管理に係る債務負担行為について

1 指定管理者の更新に伴う債務負担行為について

三重県母子福祉センターは、平成 23 年 3 月 31 日をもって指定管理期間が満了となることから、次期指定管理者の選定手続きを行うこととし、同センターの指定管理に係る協定に伴う債務負担行為を設定するもので、限度額は 4,750 万円としています。

三重県母子福祉センターの次期指定管理者の選定に伴う債務負担行為

(一般会計)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
三重県母子福祉センターの指定管理に係る協定	平成 22 年度 ～平成 27 年度	47,500 (※22 年度は契約準備のみのため 限度額は 0 円)

2 三重県母子福祉センター指定管理者制度導入の効果・評価について

(1) 指定管理者制度導入の効果

指定管理者制度導入の効果として、指定管理者が自組織である各市町の支部を有効に活用することができ、市町行政と連携を取りつつ母子家庭等への情報提供や支援ができたことが挙げられます。

【サービス面】

施設利用者が何を求めているのか年 2 回のアンケート調査や、パソコン講習委託先からのアドバイスなどを活用しながら、サービス向上への観点で取り組んでいます。

○平成 18 年度～

- ・危機管理マニュアルの作成、職業紹介所の認可

○平成 20 年度～

- ・パソコン講習に習熟度別を導入

○平成 21 年度～

- ・ホームページのリニューアル、携帯電話サイトの新設

【経費面】

指定管理者制度導入前と導入後の主な支出項目を比べると以下のとおりです。

(単位：千円)

	H17(導入前)	H18(初年度)	H20(3年目)	H17→18	H17→20
人件費	4,986	3,508	3,638	▲1,478	▲1,348
事業費	4,619	5,973	5,859	1,354	1,240
支出計	9,605	9,481	9,497	▲124	▲108
委託料	9,605	9,481	9,497	▲124	▲108
独自収入	0	0	3	0	3
収入計	9,605	9,481	9,500	▲124	▲105
収支	0	0	3	0	3

(注) 独自収入は、預金利息を計上しています。

(2) 母子福祉センター管理運営の評価

母子家庭等の母の就業・自立を支援するため、職業紹介所の認可を受けたことは大きな成果であり、就労支援の取組が一層進むものと評価されます。また、最近の経済状況の悪化から母子家庭の母の就職が困難な場合が多くなっていますが、自立支援プログラムの実施など、きめ細かな就業支援が行え、就職達成につながった件数も平成19年度11人、平成20年度25人、平成21年度12月末で37人と増加しています。

ホームページのリニューアルや携帯電話からの求人情報検索、センター事業の紹介を行うなどして有用な情報の発信に努めています。

施設管理にあっては、専用のFAX回線を設置するなど情報提供の幅を広げています。

6項目の成果目標はほぼ達成していますが、「就業支援講習会」が目標に対して未達成となっています。次期指定管理委託にあたっては、有効な成果目標の設定となるよう項目の検討を行います。

(3) 県施策への配慮に関する実績

指定管理者がこれまで培ってきた人材、人脈、ネットワークなどの財産を有効に活用しながら、生活支援、相談業務など母子家庭等への支援の手を差し伸べています。

各支部単位で、母子家庭が参加できる行事を設けたりして相互の交流に努めているほか、県のひとり親等家庭支援施策等にも取り組み、母子家庭のみにとどまらずひとり親家庭への支援にも貢献しています。

(4) 情報公開・個人情報に関する実績

情報公開実施要領に基づき情報公開に努めており、透明性の高い運営を行っています。また、個人情報は、「個人情報の保護に関する事項」のもと個人情報の厳重な取扱いを行っています。

三重県母子福祉センター指定管理者制度活用の方針

1 指定管理者制度の活用にあたっての基本的事項

(1) 指定管理者制度活用の目的

県では、三重県母子福祉センター（以下「母子福祉センター」という。）の管理について、民間が持つ知恵や豊富な知識などを有効的・効果的に活用することにより母子福祉センターの効用を最大限に発揮し、もって母子家庭等へのサービス向上及び経費の削減を図るとともに、県がめざす施策の実現に寄与するため、指定管理者制度を活用します。

(2) 施設の設置目的

母子福祉センターは、母子及び寡婦福祉法に規定する施設として、無料で母子家庭に対して各種の相談に応ずるとともに、生活指導及び生業の指導を行うなど母子家庭の福祉を総合的に増進するため設置されたものです。

(3) 施設運営の基本的な方向性

最近の厳しい経済環境から母子家庭の就業機会の確保が極めて重要な事項となっており、母子家庭の生活の安定、自立を促進するうえで、就業支援・相談支援・生活支援等総合的に行う必要があり、その中心的役割を果たすことが期待されています。

(4) 施設の概要

- ア 名称 三重県母子福祉センター
- イ 所在地 津市桜橋二丁目131番地 三重県社会福祉会館内
- ウ 施設の規模
 - ・管理延床面積 175.64 m²

(5) 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の具体的な内容は、次のとおりです。

なお、指定管理者が業務の遂行にあたり、母子家庭等に提供するサービスの水準を確保し、業務の質の向上を図るため、成果目標を定めることを予定としています。

- ・母子福祉センターの施設管理
- ・母子福祉センター事業（母子家庭等就業・自立支援センター事業）の実施

(6) 利用料金の設定

母子及び寡婦福祉法の定めるとおり、利用料金は無料を基本としており、次期指定管理を更新するについても変更は行いません。

(7) 指定の期間

指定の期間は、平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの 5 年間としています。

(8) 指定管理者に支払う施設管理経費の上限額

指定期間中における指定管理料の総額は、次の示す額を上限とします。

指定管理料の総額 47,500 千円（5 年間）

（内訳）平成 23 年度	9,500 千円
平成 24 年度	9,500 千円
平成 25 年度	9,500 千円
平成 26 年度	9,500 千円
平成 27 年度	9,500 千円

（参考）1 期目基本協定額 47,500 千円（1 期目と同額）

2 指定管理者の募集及び選定に関する事項

(1) 募集の方法

広く民間等のノウハウを活用し、より一層の効果的・効率的な運営管理を図るため、指定管理者を公募により選定していくこととしています。

(2) 選定委員会の構成と委員選定の視点

指定管理者候補者の選定にあたり、その選定過程や手続きの透明性・公平性を高めるため、「三重県母子福祉センター条例」及び「三重県母子福祉センター指定管理者選定委員会規則」により実施します。

選定委員会は、学識経験、男女比などを考慮したうえ、弁護士、公認会計士、母子家庭の支援に関する有識者など、7 名程度の委員で構成することを予定しています。

(3) 審査の方法及び審査基準等の考え方

選定委員会では、詳細な審査基準、配点を決定するとともに、応募者から提出された事業計画書等についてヒアリングを実施したうえで、次の選定基準（案）等に基づき、総合的な審査を行います。

また、県は選定委員会の審査結果を踏まえ、最適と認められる応募者を指定管理者の候補者として選定します。

[選定基準（案）]

- ア 事業計画の内容が、母子家庭等の平等な利用を確保することができるものであること
- イ 事業計画の内容が、母子福祉センターの施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること
- ウ 事業計画の内容が、母子福祉センターの効用を最大限発揮できるものであり、母子家庭等へのサービスの向上を図ることができるものであること
- エ 事業計画の内容が、母子福祉センターの施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること
- オ 指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること

3 今後の日程に関する事項（予定）

- ・ 22年2月 第一回定例会2月会議へ債務負担行為設定の予算議案を提出
- ・ 22年4月 選定委員会委員の委嘱
- ・ 22年6月 第1回委員会（審査基準、配点の作成）
- ・ 22年7月 指定管理者の公募（募集要項の配布、現場説明会）
- ・ 22年8月 申請受付
- ・ 22年9月 第二回定例会9月会議で選定過程の状況を報告
- ・ 22年10月 第2回委員会（ヒアリング）、第3回委員会（候補者の選定）
- ・ 22年11月 第二回定例会11月会議へ指定管理者指定議案の提出
- ・ 23年1月 指定管理者の指定
- ・ 23年3月 指定管理者との協定の締結
- ・ 23年4月 指定管理者による施設管理開始

三重県視覚障害者支援センターの指定管理に係る債務負担行為について

1 指定管理者の更新に伴う債務負担行為について

三重県視覚障害者支援センターは、平成 23 年 3 月 31 日をもって指定管理期間が満了となることから、次期指定管理者の選定手続きを行うこととし、同センターの指定管理に係る協定に伴う債務負担を設定するもので、限度額は 2 億 383 万円としています。

三重県視覚障害者支援センターの次期指定管理者の選定に伴う債務負担行為
(一般会計) (単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
三重県視覚障害者支援センターの指定管理に係る協定	平成 22 年度 ～平成 27 年度	203,830 (※22 年度は契約準備のみ のため限度額は 0 円)

2 三重県視覚障害者支援センター指定管理者制度導入の効果・評価について

(1) 指定管理者制度導入の効果

指定管理者制度導入の効果としては、視覚障害者支援センターの運営において、指定管理者となった視覚障がい者団体の創意工夫が可能になったことにより、視覚障がい者やボランティアなど利用者の視点に立った施設の利活用が図られ、当支援センターのサービスの向上につながっています。

【サービス面】

視覚障がい者に必要な情報や福祉サービスについて、アンケートや相談活動、視覚障がい者のネットワークを通じた的確に把握し、サービスの向上に努めています。

○平成 18・19・20 年度

- ・点訳音訳ボランティア活動や奉仕員養成研修の充実のための施設有効活用を行い、点字図書等の製作・貸出を円滑に進めた。

○平成 18 年度～

- ・国政選挙における選挙公報の点字化を行った。

○平成 21 年度

- ・IT指導ボランティアの育成とスキルアップ、ITボランティアの派遣指導を行い、パソコン利用者の増加につなげた。

【経費面】

指定管理者制度導入前と導入後の主な支出項目を比べると以下のとおりです。

(単位：千円)

	H17(導入前)	H18(初年度)	H20(3年目)	H17→18	H17→20
人件費	19,391	19,468	18,135	77	▲1,256
事業費	20,994	19,201	20,942	▲1,793	▲52
支出計	40,385	38,669	39,077	▲1,716	▲1,308
委託料	40,385	38,700	38,800	▲1,685	▲1,585
独自収入	0	0	0	0	0
収入計	40,385	38,700	38,700	▲1,685	▲1,585
収支	0	31	▲277	31	▲277

(2) 視覚障害者支援センター管理運営の評価

視覚障がい者や各種ボランティアの声を聴き、録音室の有効活用に向けた機器整備など利用者のニーズに沿った施設の利用に努めています。

点字図書などの蔵書管理については、少ない管理スペースを有効活用し、点字データによる管理や利用のない図書等の廃棄処分などを行い、施設管理を適切に行っています。

また、高速点字プリンターなど高額な修繕費のかかる備品について、毎年の経費を節減した修繕積立金を利用するなど、計画的な備品修繕を行っています。

(3) 県施策への配慮に関する実績

ア 視覚障がい者に対する情報保障に関する取組

近年の情報提供技術は、高度化が進み、インターネットやデジタル放送、メールなど様々な方法で利用されるようになっていきます。

視覚障害者支援センターでは、県広報や議会広報のほか、県民しあわせプラン概要版の点字化、国政選挙にかかる情報提供、後期高齢者医療制度の点訳・音訳の作成など、県と連携して実施しているほか、民間事業者からの依頼に対しても柔軟に対応しています。

イ 人権尊重・男女共同参画社会の実現のための取組

小中学校を訪問して視覚障がいについての話をしたり、施設見学の時に点字本や日常生活用具に触れたりすることで、障がい者福祉教育に協力するとともに、ボランティアと視覚障がい者の交流事業を実施し、障がい者の社会参加に対する理解を深めました。

また、理事会への女性登用や女性部会による講演会等の実施、職員の過半数を女性が占めるなど、女性の社会参画に努めています。

(4) 情報公開・個人情報保護に関する実績

情報公開実施要綱に基づき情報公開に努めており、透明性の高い運営を行っています。

また、個人情報には、「個人情報の保護に関する事項」のもと個人情報の厳重な取扱いを行っています。

三重県視覚障害者支援センター指定管理者制度活用の方針

1 指定管理者制度活用にあたっての基本的事項

(1) 指定管理者制度活用の目的

県では、三重県視覚障害者支援センターの管理について、民間が持つ知恵や豊富な知識などを有効的かつ効果的に活用することにより、視覚障害者支援センターの効用を最大限に発揮し、もって県民サービスの向上及び経費の削減を図るとともに、県が目指す施策の実現に寄与するため、指定管理者制度を活用します。

(2) 施設の設置目的

視覚障害者支援センターは、視覚障がい者の自立と社会参加を促すことを目的に、視覚障がい者に点字図書や録音図書の閲覧、貸出等を行い、情報を提供する情報発信拠点として位置づけるとともに、中途失明者に対する社会復帰に向けた生活訓練等の支援を行っています。

(3) 施設運営の基本的な方向性

障がい者保健福祉行政の基本方針である「みえ障がい者福祉プラン」では、「希望するすべての障がい者が地域で暮らせる共生社会」を目指しており、視覚障害者支援センターにおいては、点字図書館業務及び視覚障がい者の生活相談・生活訓練等の業務を行うほか、視覚障がい者等の講習会・講演会等の場として、会議施設の提供を行い、視覚障がい者の自立と社会参加の推進を図ることとしています。

(4) 施設の概要

- ア 名称 三重県視覚障害者支援センター
- イ 所在地 津市桜橋二丁目 131 番地 三重県社会福祉会館 1 階内
- ウ 施設の規模等
 - ・面積 705.70 m²
 - ・構造 鉄筋コンクリート造り

(5) 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の具体的な内容は、次のとおりです。

なお、指定管理業務の遂行にあたり、県民に提供するサービスの水準を確保するため、個々の業務区分ごとに具体的な業務基準を募集要項の中で定めるとともに、業務の質の向上を図るため、成果目標を設定する予定としています。

ア 業務の内容

(ア) 視覚障害者支援センターの管理運営に関する業務

(イ) 視覚障害者支援センターの事業実施に関する業務

①点字図書館事業

点字図書、録音図書等の貸出、閲覧、製作、編集に関すること。

点字図書等のプライベートサービス、図書情報誌の発行、生活相談等

②社会参加事業

点字・声の広報発行事業、視覚障がい者福祉情報等の発信、生活訓練、点訳・朗読奉仕員の養成、ITサポート事業、視覚障がい者福祉の普及啓発

(6) 利用料金の設定

なし

(7) 指定の期間

指定の期間は、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間としています。

(8) 指定管理者に支払う施設管理経費の上限額

指定期間中における指定管理料の総額は、次に示す額を上限とします。

指定管理料の総額 203,830千円（5年間）

（内訳）平成23年度 40,766千円

平成24年度 40,766千円

平成25年度 40,766千円

平成26年度 40,766千円

平成27年度 40,766千円

（参考）1期目基本協定額 194,000千円（1期目からの増減+9,830千円）

2. 指定管理者の募集及び選定に関する事項

(1) 募集の方法

広く民間等のノウハウを活用し、より一層の効果的・効率的な管理運営を図るため、指定管理者を公募により選定していくこととしています。

(2) 選定委員会の構成と選定委員の視点

指定管理者候補者の選定にあたり、その選定過程や手続きの透明性・公平性を高めるため、外部の有識者等を含めた「三重県視覚障害者支援センター及び三重県身体障害者総合福祉センター指定管理者選定委員会」を設置します。

選定委員会は、学識経験、男女比などを考慮したうえ、経営に関する専門的な見識を有するもの、弁護士、障がい者福祉・医療に関する専門的な見識を有するものなどによる5名程度の委員で構成することを予定しています。

(3) 審査の方法及び審査基準等の考え方

選定委員会では、詳細な審査基準、配点を決定するとともに、応募者から提出された事業計画書等について、ヒアリングを実施したうえで、次の選定基準（案）等に基づき総合的な審査を行います。

また、県は選定委員会の審査結果を踏まえ、最適と認められる応募者を指定管理者の候補者として選定します。

[選定基準（案）]

- ア 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること
- イ 事業計画の内容が、視覚障害者支援センターの施設等の適切な運営を図ることができるものであること
- ウ 事業計画の内容が、視覚障害者支援センターの効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること
- エ 事業計画の内容が、視覚障害者支援センターの施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること
- オ 指定を受けようとしているものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること

3 今後の日程に関する事項（予定）

- ・ 22年2月 第一回定例会2月会議へ債務負担行為設定の予算議案を提出
- ・ 22年4月 選定委員会委員の委嘱
- ・ 22年6月 第1回委員会（審査基準、配点の作成）
- ・ 22年7月 指定管理者の公募（募集要項の配布、現場説明会）
- ・ 22年8月 申請受付
- ・ 22年9月 第二回定例会9月会議で選定過程の状況を報告
- ・ 22年10月 第2回委員会（ヒアリング）、第3回委員会（候補者の選定）
- ・ 22年11月 第二回定例会11月会議へ指定管理者指定議案の提出
- ・ 23年1月 指定管理者の指定
- ・ 23年3月 指定管理者との協定の締結、引継
- ・ 23年4月 指定管理者による施設管理業務開始

三重県身体障害者総合福祉センターの指定管理に係る債務負担行為について

1 指定管理者の更新に伴う債務負担行為について

三重県身体障害者総合福祉センターは、平成 23 年 3 月 31 日をもって指定管理期間が満了となることから、次期指定管理者の選定手続きをおこなうこととし、同センターの指定管理に係る協定に伴う債務負担行為を設定するもので、限度額は 6 億 7,831 万 5 千円としています。

三重県身体障害者総合福祉センターの次期指定管理者の選定に伴う債務負担行為
(一般会計) (単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
三重県身体障害者総合福祉センターの指定管理に係る協定	平成 22 年度 ～平成 27 年度	678,315 (※22 年度は契約準備のみ のため限度額は 0 円)

2 三重県身体障害者総合福祉センター指定管理者制度導入の効果・評価について

(1) 指定管理者制度導入の効果

指定管理者制度導入の効果としては、指定管理者となった社会福祉法人の創意工夫が可能になったことにより、アンケートなどを活用しながら利用者のニーズや満足度を把握し、満足度向上につながるサービスの向上につながっています。

【サービス面】

アンケートなどを活用しながら利用者のニーズや満足度を把握し、満足度向上につながるサービスの工夫や改善に努めています。

○平成 18 年度

- ・食事の適温提供化
- ・喫煙コーナー移設による分煙化実施

○平成 19 年度

- ・トイレのバリアフリー化（オストメイトトイレ整備）
- ・清掃事業者（障がい者雇用）に作業指導体制強化を促し、トイレ清掃の重点化を図った。

○平成 20 年度

- ・体育館カーテンレール補修、居室コンセント増設、トイレ配水管修理等修繕多数実施
- ・食事提供（特別食・カロリー管理・アレルギー食）に係るスタッフ間の情報共有徹底化

【経費面】

指定管理者制度導入前と導入後の主な収支項目を比べると次のとおりです。

(単位：千円)

	H17(導入前)	H18(初年度)	H20(3年目)	H17→18	H17→20
人件費	250,150	197,254	167,816	▲52,896	▲82,334
事業費	153,313	164,072	164,890	10,759	11,577
支出計	403,463	361,326	332,706	▲42,137	▲70,757
委託料	187,162	153,689	154,528	▲33,473	▲32,634
独自収入	216,301	190,499	192,761	▲25,802	▲23,540
収入計	403,463	344,188	347,289	▲59,275	▲56,174
収支	0	▲17,138	14,583	▲17,138	14,583

(2) 身体障害者総合福祉センター管理運営の評価

福祉センターA型の平成20年度における利用状況は、スポーツ施設で全体的に件数・人数ともに前年に比べて微減しましたが、障がい者の利用に限ると微増しました。宿泊施設は横ばい、研修施設は件数・人員ともに増加しました。

生活援助棟(障害者支援施設)は平成18年10月に障害者自立支援法に基づき利用者の1割負担が導入された影響もあり、一時的に利用率が落ち込みました(88%)が、平成19年度は100%、20年度も96%と良好な利用率を保っています。

また、利用者の満足度については、アンケートを年2回実施しその把握を行っています。満足度は、平成18年度の69%から19年度の76%、20年度には80%と年々上昇しており、サービス向上の取り組みの結果として評価できます。

成果目標項目として16項目を設定しており、平成20年度は、16項目中8項目の達成に止まりました。今後改善に向けて原因を分析し、対応策を講じていく必要があります。

(3) 県施策への配慮に関する実績

センターA型では、医学的通所リハビリテーションや訪問リハビリテーションの他、地域巡回リハビリテーションの実施をはじめ、相談支援や障がい者スポーツの推進など、身体障がい者の地域生活支援と社会参加を推進しています。

また、生活援助棟(障害者支援施設)では、主に身体障がい者を対象に、短期間での地域生活移行に向けた訓練を行うほか、高次脳機能障がい者に対する相談生活支援も行っています。

(4) 情報公開・個人情報保護に関する実績

情報公開実施要領に基づき情報公開に努めており、透明性の高い運営を行っています。また、個人情報、「個人情報の保護に関する事項」のもと個人情報の厳重な取扱を行っています。

三重県身体障害者総合福祉センターにおける指定管理者制度活用の方針

1 指定管理者制度の活用にあたっての基本的事項

(1) 指定管理制度活用の目的

県では、三重県身体障害者総合福祉センター（以下「身体障害者総合福祉センター」という）の管理について、民間が持つ知恵や豊富な知識などを有効的・効果的に活用することにより身体障害者総合福祉センターの効用を最大限に発揮し、もって県民サービスの向上及び経費の削減を図るとともに、県が目指す施策の実現に寄与するため、指定管理者制度を活用します。

(2) 施設の設置目的

身体障害者総合福祉センターは、身体障害者センターA型、障害者支援施設及び三重県障害者相談支援センターから構成されています。その業務内容は、障がい者の社会参加と自立を図ることを目的とした訓練等の支援、補装具の交付や更生医療の給付等であり、県内市町の身体障がい者の更生援護に関する専門的技術的支援の役割を担っています。

(3) 施設運営の基本的な方向性

三重県では、「希望するすべての障がい者が地域で暮らせる共生社会」を目指すべき基本理念として掲げ、平成21年3月に策定した「みえ障がい者福祉プラン・第2期計画」で具体的な数値目標として地域移行や一般就労に関する項目を設定し、施策の推進に取り組んでいます。

県内全域を対象とする身体障害者福祉センターA型については、地域におけるリハビリテーションの支援や障がい者スポーツの推進など、身体障がい者の自立と社会参加を推進していきます。

また、障害者支援施設については、主に身体障がい者を対象に、短期間での地域生活移行に向けた訓練を行うほか、高次脳機能障がい者に対する相談生活支援も行っています。

(4) 施設の概要

ア 名称 三重県身体障害者総合福祉センター（昭和60年4月開設）

イ 所在地 津市一身田大古曾 670-2

ウ 施設の概要等

・敷地面積 66762.48 m²

・延べ床面積 8172.30 m²

【生活援助棟 3262.12 m²、身体障害者福祉センターA型 4910.18 m²（本館・研修棟・機能回復訓練棟・サービスエネルギー棟・宿泊棟・体育館・その他）】

(5) 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の具体的な内容は、次のとおりです。

なお、指定管理業務の遂行にあたり、県民に提供するサービスの水準を確保するため、個々の業務区分ごとに具体的な業務基準を募集要項の中で定めるとともに、業務の質の向上を図るため、成果目標を設定する予定としています。

身体障害者総合福祉センター（身体障害者福祉センターA型、指定障害者支援施設）の施設管理、利用料金の収受）

【身体障害者福祉センターA型】

- ① 各種相談の実施
- ② リハビリテーションの実施
- ③ 障害者スポーツの推進
- ④ 宿泊室の運営
- ⑤ リフトバスの運行管理
- ⑥ 福祉用具製品化支援事業
- ⑦ 福祉用具住宅改修研修事業
- ⑧ 実習生及びボランティアの受け入れ

【指定障害者支援施設】

- ①生活援助棟
 - ・施設入所支援（40名）
 - ・短期入所（4名）
 - ・自立訓練（機能訓練）（40名）
 - ・自立訓練（生活訓練）（6名）
 - ・就労移行支援（7名）
 - ・生活介護（6名）
- ②社会福祉法人等が行う職場適応援助者による支援事業
- ③障がい者就労サポート事業

(6) 利用料金の設定

平成18年4月からの指定管理者制度導入と同時に利用料金制を取り入れ、近隣の同等施設の料金を勘案しながら、条例で利用料金を決めました。現在運営上の支障はないことから、次期指定管理を更新するうえにおいても料金変更の必要はないものと考えています。

(7) 指定の期間

指定の期間は、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間としています。

(8) 指定管理者に支払う施設管理経費の上限額

指定期間中における指定管理料の総額は、次に示す額を上限とします。

指定管理料の総額 678,315 千円 (5年間)

(内訳) 平成 23 年度	135,663 千円
平成 24 年度	135,663 千円
平成 25 年度	135,663 千円
平成 26 年度	135,663 千円
平成 27 年度	135,663 千円

(参考) 1 期目基本協定額 715,000 千円(1 期目からの増減▲36,685 千円)

2 指定管理者の募集及び選定に関する事項

(1) 募集の方法

広く民間等のノウハウを活用し、より一層の効果的・効率的な管理運営を図るため、指定管理者を公募により選定していくこととしています。

(2) 選定委員会の構成と選定委員の視点

指定管理者候補者の選定にあたり、その選定過程や手続きの透明性・公平性を高めるため、外部の有識者等を含めた「三重県身体障害者総合福祉センター及び三重県視覚障害者支援センター指定管理者選定委員会」を設置します。

選定委員会は、学識経験、男女比などを考慮したうえ、経営に関する専門的な見識を有するもの、弁護士、障がい者福祉・医療に関する専門的な見識を有するものなどによる5名程度の委員で構成することを予定しています。

(3) 審査の方法及び審査基準等の考え方

選定委員会では、詳細な審査基準、配点を決定するとともに、応募者から提出された事業計画書等について、ヒアリングを実施したうえで、次の選定基準(案)等に基づき総合的な審査を行います。

また、県は選定委員会の審査結果を踏まえ、最適と認められる応募者を指定管理者の候補者として選定します。

[選定基準(案)]

- ア 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること
- イ 事業計画の内容が、身体障害者総合福祉センターの施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること
- ウ 事業計画の内容が、身体障害者総合福祉センターの効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること
- エ 事業計画の内容が、身体障害者総合福祉センターの施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること
- オ 指定を受けようとしているものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること

3 今後の日程に関する事項（予定）

- ・ 22年2月 第一回定例会2月会議へ債務負担行為設定の予算議案を提出
- ・ 22年4月 選定委員会委員の委嘱
- ・ 22年6月 第1回委員会（審査基準、配点の作成）
- ・ 22年7月 指定管理者の公募（募集要項の配布、現場説明会）
- ・ 22年8月 申請受付
- ・ 22年9月 第二回定例会9月会議で選定過程の状況を報告
- ・ 22年10月 第2回委員会（ヒアリング）、第3回委員会（候補者の選定）
- ・ 22年11月 第二回定例会11月会議へ指定管理者指定議案の提出
- ・ 23年1月 指定管理者の指定
- ・ 23年3月 指定管理者との協定の締結
- ・ 23年4月 指定管理者による施設管理開始

2 平成21年度三重県一般会計補正予算等について

今回の補正予算は、一般会計で5億2,981万8千円の減額、特別会計で405万3千円の減額となっております。

その内訳は一覧表のとおりです。

主要項目については、63頁以下の表に整理しました。

(単位：千円)

区 分	現計予算額	今回の補正額	補正後の予算額
一 般 会 計	127,908,623	△ 529,818	127,378,805
第3款 民 生 費	99,687,477	△ 327,028	99,360,449
第4款 衛 生 費	28,221,146	△ 202,790	28,018,356
特 別 会 計	1,378,157	△ 4,053	1,374,104
・三重県母子及び寡婦福祉 資金貸付事業	343,166	—	343,166
・三重県立小児心療セン ターあすなろ学園事業	1,034,991	△ 4,053	1,030,938

議案第53号 平成21年度 一般会計補正予算（第13号）主要項目一覧表

健康福祉部
(単位：千円)

項 目	現計予算額	補正予算額	計	説 明
《民生費》				
(主な増額補正)				
障害者介護給付事業費 障害者介護給付費負担金	3,514,365	89,185	3,603,550	利用者見込数の増加による増
老人医療対策費 後期高齢者医療保険基盤安定制度 県負担金	1,975,090	102,408	2,077,498	低所得者に対する保険料軽減 分所要見込額の増加による増
介護基盤緊急整備等臨時特例基金事 業費 介護基盤緊急整備等臨時特例基金 積立金	3,844,576	452,238	4,296,814	介護基盤緊急整備等臨時特例 交付金見込額の増加による増
障がい者施設福祉費 社会福祉施設等耐震化等臨時特例 基金積立金	1,669,032	501,935	2,170,967	地域活性化・公共投資臨時交 付金を障がい者施設耐震化等 整備事業に充当するための増
国民健康保険行政事務費 国民健康保険保険基盤安定負担金	3,617,195	59,878	3,677,073	低所得者に対する保険料軽減 分所要見込額の増加による増
保育所事業費 三重県安心子ども基金積立金	1,719,035	505,593	2,224,628	子育て支援対策臨時特例交付 金見込額の増加による増
(主な減額補正)				
福祉人材確保対策費 福祉・介護人材確保緊急支援事業 費	131,241	△ 81,942	49,299	補助金等所要見込額の減少に よる減
障がい者地域生活支援事業費 障害者自立支援緊急対策助成事業 費	766,489	△ 110,819	655,670	所要見込額の減少による減
障がい者地域生活支援事業費 障害者自立支援対策臨時特例基金 積立金	2,599,631	△ 398,642	2,200,989	障害者自立支援対策臨時特例 交付金見込額の減少による減
老人医療対策費 後期高齢者医療費県負担金	12,417,224	△ 186,783	12,230,441	対象医療費見込額の減少によ る減
介護基盤緊急整備等臨時特例基金事 業費 介護基盤緊急整備等特別対策事業 費	756,674	△ 371,993	384,681	補助金所要見込額の減少によ る減
介護職員処遇改善等臨時特例基金事 業費 介護職員処遇改善等臨時特例基金 積立金	7,595,302	△ 246,907	7,348,395	介護職員処遇改善等臨時特例 交付金見込額の減少による減
介護職員処遇改善等臨時特例基金事 業費 介護職員処遇改善交付金事業費	799,219	△ 76,787	722,432	交付金所要見込額の減少によ る減

項 目	現計予算額	補正予算額	計	説 明
介護職員処遇改善等臨時特例基金事業費				
施設開設準備経費助成等特別対策事業	247,285	△ 100,984	146,301	補助金所要見込額の減少による減
障がい者施設福祉費				
障がい者施設耐震化等整備事業費	579,310	△ 58,271	521,039	工事対象面積の減少等による減
乳幼児医療対策費				
乳幼児医療費補助金	1,315,439	△ 74,941	1,240,498	対象医療費見込額の減少による減
民 生 費 計	99,687,477	△ 327,028	99,360,449	
《衛生費》				
(主な増額補正)				
病院事業会計支出金 病院事業会計負担金	4,001,360	47,832	4,049,192	医師・看護師等の人材育成に要する経費の増加等による増
病院事業会計支出金 病院事業会計補助金	523,804	55,672	579,476	公的基礎年金拠出金に要する経費の増加による増
未熟児等援護費 未熟児等援護費	100,209	34,432	134,641	養育医療費所要見込額の増加による増
地域自殺対策緊急強化基金事業費 自殺対策緊急強化基金積立金	155,853	20,398	176,251	地域自殺対策緊急強化交付金見込額の増加による増
(主な減額補正)				
母子保健対策費 妊婦健康診査臨時特例交付金	434,502	△ 26,323	408,179	交付金見込額の減少による減
児童援護費 小児慢性特定疾患治療研究事業補助金	478,711	△ 48,677	430,034	対象医療費見込額の減少による減
がん対策推進費 総合的がん対策推進事業費	165,782	△ 22,946	142,836	県内がん診療連携拠点病院にかかる地域連携システム導入経費の減少等による減
新型インフルエンザ対策事業費 新型インフルエンザ対策事業費	1,308,234	△ 67,023	1,241,211	発熱外来の設置・運営にかかる補助金など所要見込額の減少による減
地域医療対策費 医師確保対策事業費	378,984	△ 40,353	338,631	分娩手当の支給見込額の減少等による減
衛 生 費 計	28,221,146	△ 202,790	28,018,356	
合 計	127,908,623	△ 529,818	127,378,805	

繰越明許費

【追加】

(単位：千円)

項 目	金 額	繰 越 理 由
《民生費》		
UD（ユニバーサルデザイン）のまちづくり 総合推進事業費 交通施設バリアフリー化事業費	257,598	平成20年度分の事業の進捗が遅れたことから、平成21年度補正予算で計上した事業の執行期間が確保できなくなったため。
介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業費 介護基盤緊急整備等特別対策事業費	154,875	地域密着型介護施設に対する整備費補助が、国の一次補正予算により拡充され、介護基盤緊急整備等臨時特例交付金に移行したことに伴い、補助要件の変更や交付決定の遅れ等、事務手続きに不測の日数を要したため。
障がい者施設福祉費 障がい者施設耐震化等整備事業費	496,035	現地調査及び図面等の書類作成に日数がかかったことにより、設計に不測の日数を要したため。
県立障がい児（者）福祉施設等事業費 草の実りハビリテーションセンター 運営費	35,791	現地調査及び図面等の書類作成に日数がかかったことにより、設計に不測の日数を要したため。
保育所事業費 安心子ども基金保育基盤整備事業費	202,381	開発許可等の手続きに日数を要したことや、耐震診断結果の見直し・再協議が必要になり、耐震補強設計までに不測の日数を要したため。
児童虐待防止総合対策事業費 児童自立支援事業費	234,687	地元との調整や工法の見直し等により不測の日数を要したため。
民 生 費 計	1,381,367	

(単位：千円)

項 目	金 額	繰 越 理 由
《衛生費》		
新型インフルエンザ対策事業費 新型インフルエンザ対策事業費	573,619	国の基本方針改定を受け、接種対象者が拡大されたことから、ワクチン接種補助金の申請手続き等に十分な期間が確保できないため。
看護職員養成支援事業費 看護師等養成施設・設備整備補助金	66,000	軟弱地盤対策及び岩盤対策に不測の日数を要したため。
衛 生 費 計	639,619	
合 計	2,020,986	

【議案第55号 平成21年度三重県立小児心療センターあすなる学園事業特別会計補正予算(第2号)】

(単位：千円)

項 目	現計予算額	補正予算額	計	説 明
(歳入)				
分担金及び負担金	147,119	△ 3,428	143,691	措置入院収入の減少などによる減
使用料及び手数料	582,480	2,275	584,755	外来収入の増加などによる増
繰入金	268,828	△ 3,141	265,687	運営事業費の減少などによる一般会計繰入金の減
諸収入	6,065	241	6,306	雑入及び過年度収入の増加による増
歳入合計	1,034,991	△ 4,053	1,030,938	
(歳出)				
運営事業費				
人件費	758,122	△ 863	757,259	給与費所要見込額の減少などによる減
運営事業費	272,543	△ 3,171	269,372	業務補助職員賃金の減少などによる減
医療支援事業費	4,326	△ 19	4,307	業務補助職員社会保険料の減少による減
歳出合計	1,034,991	△ 4,053	1,030,938	

【債務負担行為】

(追加)

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
一般会計 (第13号)		
結核・感染症発生動向調査システム保守業務委託に係る契約	平成21年度～平成26年度	4,540
三重県立小児心療センターあすなろ学園事業特別会計 (第2号)		
業務用機器等賃借に係る契約	平成21年度～平成24年度	945

(変更)

三重県立小児心療センターあすなろ学園事業特別会計 (第2号)

(単位:千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
施設設備保全業務委託等に係る契約	平成21年度～平成24年度	234,168	平成21年度～平成24年度	260,805

3 三重県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正 する条例案について

1 改正理由

国の緊急雇用創出事業臨時特例交付金の交付目的に「求職者に対する住宅等の必要な支援を行う」ことが追加されたため、本基金への積み増しを行い事業の拡充を行えるよう、条例の一部を改正するものである。

2 改正内容

設置の目的の「求職者に対する生活及び就労に関する相談等」に、「住宅の確保等の必要な支援」を加える。

3 施行期日

公布の日から施行するものとする。

4 三重県看護職員等修学資金返還免除に関する条例の 一部を改正する条例案について

1 改正理由

県内に看護職員を確保する目的等により、修学資金の返還免除に関する規定を整備するものである。

2 改正内容

- (1) 助産師養成施設在学学生修学資金制度等における返還免除に関する規定を整備する。
- (2) 各看護職員関係修学資金制度における返還免除の取扱いの均衡を図るため、各制度における免除に必要とされる従事期間を統一する。

3 施行期日

平成22年4月1日から施行するものとする。

【参考】 看護職員修学資金制度の概要

1 制度の目的

県における就業助産師の人口10万人対の率は15.9人で全国最下位、就業看護師及び准看護師の率は949.0人で全国順位は34位となっており、看護職員修学資金制度の充実を図ることで、助産師をはじめ看護職員の確保につなげるものとします。

2 対象者及び貸与月額

対 象 者	貸与月額 (円)
看護系大学在学学生	50,000
助産師養成施設在学学生	50,000
看護師養成施設在学学生	36,000
通信制看護師養成施設、准看護師養成施設在学学生	21,000

3 返還免除

指定機関等で、貸与を受けた期間に相当する期間に1年を加えた期間従事

対 象 者	改正前	改正後
看護系大学在学学生	貸与期間+1年	貸与期間+1年
看護師等養成施設在学学生	5年	
助産師養成施設在学学生	—	